

電波監理審議会（第 1 1 6 0 回）議事録

1 日時

令和 8 年 8 月 3 1 日（月） 9 : 5 7 ~ 1 1 : 5 7

2 場所

W e b 会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

木村 裕明、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、飯倉 主税（大臣官房審議官）、
佐伯 宜昭（総務課長）、坂入 倫之（放送政策課長）、
中谷 純之（放送技術課長）、西村 邦太（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

荻原 直彦（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、
片桐 義博（総務課長）、小川 裕之（電波政策課長）、
山野 哲也（基幹・衛星移動通信課長）、西室 洋介（重要無線室長）、
後藤 篤志（移動通信企画官）、
田中 隆浩（新世代移動通信システム推進室長）

(4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 目次

(1) 開	会	1
(2) 議決事項		
審理官の任命		1
(3) 諮問事項（情報流通行政局）		
① 放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案等（地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し等）		3
② 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案（AM中継局廃止の際の聴取者保護等に係る制度整備）		9
③ 株式会社エフエム石川所属基幹放送局の業務管理体制の変更の許可（新たな業務委託の開始）		12
(4) 報告事項（情報流通行政局）		
日本放送協会令和7年度決算の概要		15
(5) 諮問事項（総合通信基盤局）		
① 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備）		21
② 周波数割当計画の一部を変更する告示案（衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入等に係る制度整備）		21
(6) 報告事項（総合通信基盤局）		
① 26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争に関するアンケート調査の結果		33

② 「自動運転社会を支える通信インフラ戦略」等の概要……………	39
(7) 審議事項（有効利用評価部会）	
① 令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の 周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果……………	47
② 令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効 利用の程度の評価結果……………	54
(8) 閉 会……………	58

開 会

○笹瀬会長 それでは、ただいまから、電波監理審議会を開会いたします。

本日の８月期会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第６号第５項のただし書に基づき、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、議決事項１件、諮問事項５件、報告事項３件、審議事項２件となっております。

議決事項

審理官の任命

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

まず、最初に審理官の任命につきまして、事務局から御説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○松下幹事 事務局の松下でございます。

それでは、議決事項、審理官の任命につきまして御説明申し上げます。資料を御覧ください。

現在、非常勤の審理官に就任いただいております三村審理官は、任期が令和６年９月１２日から本年９月１１日までとなっております。審理官につきましては、総務大臣の処分等に対する審査請求や、意見聴取等の準司法的手続を行うため、その公平中立性・法的専門性の観点から、平成２０年から法曹資格者の方を非常勤審理官として任命しているところです。

審理官の任命につきましては、電波法第99条の14第3項におきまして、電波監理審議会の議決を経て、総務大臣が任命すると規定されております。

今般、総務大臣から同条に基づき、三村審理官を引き続き審理官として任命することについての議決の求めがございました。審理官につきましては、今後とも総務大臣の処分等に係る審査請求事案等が予想され、引き続き遅滞なく審理を取り運ぶことができる体制を整えておく必要がございます。

三村審理官におかれましては、高等裁判所や地方裁判所等を歴任され、今後の公正な審理の実施のためにも、引き続いて審理官に就任いただきたいと考えております。

つきましては、三村氏の審理官任命につきまして、議決いただきたくお願いいたします。

御説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。御質問はございますでしょうか。

○長田委員 ございません。賛成です。

○笹瀬会長 皆さん、よろしいでしょうか。

○矢嶋委員 同じく賛成いたします。

○西村委員 賛同いたします。

○笹瀬会長 大久保会長代理。

○大久保代理 賛成いたします。

○松下幹事 ありがとうございます。

○笹瀬会長 私も賛成いたします。

それでは、本件の審理官の任命につきましては、議決どおりといたします。
どうもありがとうございました。

○松下幹事 ありがとうございます。

それでは、議決事項はこれにて終了といたします。

続きまして、諮問事項に参りますので、情報流通行政局の職員の方に入室するよう、よろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

○笹瀬会長 それでは、再開いたします。

まず初めに、先日の御異動で着任された方がいらっしゃいますので、一言ずつ御挨拶をお願いします。

飯倉大臣官房審議官、佐伯総務課長、御挨拶をよろしくお願いします。

○飯倉大臣官房審議官 飯倉です。

○笹瀬会長 よろしくお願いします。

○飯倉大臣官房審議官 よろしくお願いします。立場は変わりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 よろしくお願いいたします。

佐伯総務課長、よろしくお願いします。

○佐伯総務課長 総務課長に着任いたしました、佐伯でございます。放送政策課時代は、大変お世話になりました。引き続きよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 よろしくお願いいたします。

諮問事項（情報流通行政局）

(1) 放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案等（地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し等）

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

まず、諮問第 27 号、放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案等（地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し等）につきまして、坂入放送政策課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○坂入放送政策課長 おはようございます。放送政策課の坂入でございます。それでは、諮問第 27 号について御説明をいたします。

本件については、本年 6 月 15 日の当審議会において、デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ第 4 次について報告を行った際、この取りまとめを踏まえて、いわゆるマスメディア集中排除原則に関する省令の改正を行う予定であること及び地上テレビ放送の放送系の数の目標を実態に即した修正をするなどの基幹放送普及計画の改正を行う予定であることを御説明し、パブリックコメントを経て諮問することとしている旨、御説明いたしました。

本日は、パブリックコメントの結果を取りまとめましたので、省令改正及び告示改正について諮問するものでございます。

資料の 3 ページをお開きください。改正の概要について、改めて御説明いたします。

改正事項の 1 点目は、地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直しでございます。先ほどの取りまとめにおいては、ローカル局の経営基盤を強化する観点から、今後は、経営の選択肢の拡大のため、地上テレビ放送についても、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当とされる一方で、その場合においても、多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要があるというような御提言を受け、マスメディア集中排除原則に関する省令及び放送法施行規則において、地上テレビジョン放送について同一放

送対象地域において、広域放送を除いて２局までの兼営・支配を可能とする省令改正を行うものでございます。

それから、改正事項の２点目は、基幹放送普及計画のアップデートでございます。基幹放送普及計画においては、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項として、全国各地域で民放４系統の放送が、あまねく受信できることが指針とされている部分がございますが、先ほどの取りまとめにおいては、人口減少など制定当初からの環境変化を踏まえ、改正事項の１点目のマス排の緩和の容認に併せまして、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当という御提言がございました。

またそれに加えて、放送の維持・確保といった視点や、放送番組の活用、それから、視聴者側の動向変化への対応といった観点から、今後とも、現状及び課題に即したアップデートを行っていくことが適当とされ、テレビ番組のネット配信は、放送対象地域外への自社番組の発信や収益源の拡大・多様化につながることを期待され、特にローカル局については、ネットに配信できる自社制作番組の拡大につながる取組を進めることが適当という御提言をいただきました。

そのため告示にございます、基幹放送普及計画の第１という部分につきまして、地上テレビ放送の放送系の数の目標について、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うとともに、自社制作の放送番組、その他の情報を配信するなど、地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組に努めることとする旨を追記するものでございます。

続きまして、５ページをお開きください。本改正案について、５月３０日から６月２９日まで意見募集を行ったところ、全部で５５件の御意見が寄せられました。主なものについて御説明いたします。

まず、マス排省令に関する御意見でございます。

左側、民放連からの御意見でございますけれども、この改正について、民放事業における将来の選択肢の1つとして理解できること、情報の多元的な提供による多様性の確保と地域性の確保は、基本的かつ重要な概念であること及び地域の実情をよく理解し、地域社会に貢献してきた地元テレビ局同士が合意の上で選択することが大事であり、意に反した再編・統合を強要されることがあってはならないこと、といった御意見がございました。

右側、総務省の考え方でございますが、ローカル局が、今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要であること。経営の選択肢の拡大と、放送の多様性・多元性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であること。緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き2局までとするものであること。各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであり、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであること、としております。

下の段に、日本テレビから御意見が出ておりますけれども、民放連からの御意見と、ほぼ同様の御意見でございますので、説明のほうは割愛させていただきます。

次に、6ページに行ってくださいまして、基幹放送普及計画に関する御意見となります。

上の段の左側ですが、民放連、中国放送からの御意見です。放送系の数の目標に関し、基幹放送普及計画の第3において、放送系の数の目標を存置しつつ、当該指針を現状追認型とすることについて、若干の違和感があるものの異議はないこと。やむを得ない現実的な政策転換として理解できること、といった御意見がございました。

右側、総務省の考え方ですが、検討会の第4次取りまとめを踏まえて実施するものというふうにしております。

下の段、日本テレビからの御意見でございます。自らが制作する放送番組を有するなどについて、経営に関しては、民間放送事業者が主体的に取り組むべき事柄であり、新たに盛り込むことには違和感があること。民間放送事業者がどのような番組を制作し、配信に取り組むかについては、個社の経営判断によって決めるものであり、義務を課するような表現は規定すべきではないといった御意見がございました。

右側、総務省の考え方でございますが、検討会の第4次取りまとめを踏まえて実施するものであること。放送を取り巻く環境が大きく変化し、国民・視聴者の情報の入手・視聴の対象が、放送からインターネットへと移行しつつある現状において、今後の基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るためには、記載のような事項について全ての民間地上放送事業者が、これまで以上に意識して取り組んでいただくことが肝要であること、といった考え方を示しております。

7ページ以降は、意見募集結果の全体や諮問書などとなっておりますので、説明は割愛いたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御意見、御質問をよろしく願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。賛同いたします。

検討会の取りまとめにもありましたとおり、今後の放送業を取り巻く環境の今のトレンドというのは、おそらく変わることはなかなかないと思いますので、放送事業者に求められる、期待されることを果たしていくためには、やはり1

社1社の健全な経営が、さらに必要になってくると思いますので、引き続き総務省として、その点に対してしっかりとモニタリングをして、必要な対応の検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 賛成いたします。特にローカル局のネット配信に関しましては、それぞれの局だけの努力では、なかなか難しいところもあると思いますので、ぜひ総務省も含めて、民間放送連盟の皆さんのお力で実現する方向で、協力を進めていただければと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。今般の省令案等は、現実的な対応として賛同するところでございます。

その一方で、先ほど来ありましたとおり、インターネットコンテンツへの移行など、やはり不可逆的な環境変化を踏まえて、今後も引き続いて検討すべきテーマということでも理解しております。

総務省の考え方にもありましたけれども、事後的に関係事業者の制度利用の実態、それから推移、今後の検討を、ぜひ丁寧に実施していただければと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も賛同いたします。やはり多様性の確保と地域性の確保というのは重要なことだと考えますので、今回の諮問は相当と考えます。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からも、皆さんの御意見に賛同いたします。これでよいと思います。

以上です。

それでは、ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、諮問第27号は、諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申をいたします。どうもありがとうございました。

(2) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案（AM中継局廃止の際の聴取者保護等に係る制度整備）

○笹瀬会長 それでは続きまして、諮問第28号基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案（AM中継局廃止の際の聴取者保護等に係る制度整備）につきまして、中谷放送技術課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○中谷放送技術課長 放送技術課長の中谷でございます。諮問第28号について、御説明をさせていただきます。資料2ページ目を御覧いただければと思います。

特定地上基幹放送事業者は、地域の人口の著しい減少等により、中継地上基幹放送をやむを得ず廃止するときには、視聴継続措置を講ずる義務がございます。AMラジオにおきましては、原則として放送確保対策を目的とするFM補完中継局になりますが、その周波数は、90MHz以上に限られております。

そのため、次のような課題がございます。1つ目が、災害対策を目的として90MHz以下を使用している既存のFM補完中継局が、継続利用することができません。

2つ目が、90MHz以上の周波数を割り当てることができない場合であっても、90MHz以下を活用したFM補完中継局の開設をすることができません。

3つ目が、90MHz以下の既存のFM補完中継局、これと同期放送を活用した補完中継局を開設することができません。

このため、基幹放送用周波数使用計画を、真に必要なときは、90MHz以下の周波数を使用することができるように変更するものでございます。その真に必要な事例といたしましては、右下に書いてございます。

1つ目が、この告示の施行の際に、現に開設している90MHz以下の周波数を使用するFM補完中継局に係るAMラジオ放送局の中継局を、やむを得ず廃止するとき。

2つ目が、この告示の施行の後に開設した90MHz以下のFM補完中継局に係るAMラジオ補完放送の中継局が、災害等の不可抗力によってやむを得ず廃止するとき。

3つ目が、放送確保対策として、90MHz以上の周波数を割り当てることのできないとき。

4つ目が、これら1から3までに該当するFM補完中継局と同一の周波数による同期放送を行うとき。

これらを真に必要な事例として想定しております。

3ページ目は参考ですので、飛ばしていただきまして、4ページ目を御覧いただければと思います。

もう一つが、FM同一周波数放送波中継による同期放送の導入でございます。下に図を書いております。FM放送が①番、②番のようなケースですと、親局の周波数（F1）と異なる周波数で、中継局がF2で放送いたします。これに対しまして、③番の同期放送は、親局と同一の周波数（F1）で中継を行います。今回導入する新たな同期方式が④でございまして、親局がF1で、放送波中継を行いまして、そのF1と同じ周波数で、中継局がF1で放送を行うというものでございます。

上の囲みでございます。今、御説明した④の方式につきまして、実用の目途が立ったところでございます。これは、昨年度まで中国総合通信局で実施をしていた技術試験事務の成果でございます。

一方で、現行の基幹放送用周波数使用計画では、同期放送の関係にあるFMラジオ放送局同士の条件を定めております。今般、この④の方式の実用の目途が立った同期放送など、新たな同期放送が登場した際に迅速に導入ができるように、品質を維持することのみを条件とするように基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するものでございます。

5 ページ目からが、意見募集の結果でございます。こちらは、ほかの制度についても併せて意見募集を行ったものですから、38 件の御意見いただいておりますけれども、今般の告示案に関するものとしては、9 件の意見を頂戴しております。

6 ページ目から 8 ページ目までの 9 件が、この告示案を含む意見でございます。いずれも賛同の御意見を頂戴いたしました。併せていただいた御要望につきましては、今後の制度整備の検討を進めていく上での参考として、承りたいと考えております。

以下、9 ページ目以降の他の意見募集の結果や、諮問書等の説明は割愛をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御意見、御質問をよろしく願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。趣旨に賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。私も賛同いたします。ラジオを聞いていらっしゃる皆さんを保護するという視点をずっと大切に、今後もよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。告示案に賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。必要な制度整備と考えるので、賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

笹瀬です。私も賛同いたします。どうもありがとうございます。

ほかに御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第28号は、諮問のとおり変更することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

(3) 株式会社エフエム石川所属基幹放送局の業務管理体制の変更の許可（新たな業務委託の開始）

○笹瀬会長 続きまして、諮問第29号、株式会社エフエム石川所属基幹放送局の業務管理体制の変更の許可（新たな業務委託の開始）につきまして、中谷放送技術課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○中谷放送技術課長 引き続きまして、諮問第29号について御説明をいたします。

1 ページ目にございますように、エフエム石川所属の基幹放送局、これにつきまして、新たな業務委託の開始をする件でございます。諮問の概要に書いて

ございますように、同社は基幹放送の業務に用いられている電気通信設備の運用の一部を他人に委託しようということから、電波法の規定に基づきまして、変更申請がなされたものでございます。

具体的な内容は、2 ページ目で御説明をいたします。こちらは、委員限りの資料としております。

申請者は、エフエム石川。新たな委託先が、2 社ございます。下に委託する範囲を記載しております。①番の赤で点々した部分につきまして、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】に委託をいたします。②番の水色の点々で囲った部分、こちらにつきまして、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】に委託をするものでございます。

3 ページ目でございます。こちらは、ただいまの2 ページ目の資料を模式的に示したものでございまして、こちらを公表資料とする想定でございます。

4 ページ目以下が、具体的な審査結果でございます。放送法施行規則の123条の4から、順次御説明をいたします。

まず、123条の4、実施体制でございますけれども、こちらは、右の詳細にございますように、平時だけでなく緊急時の運用等につきましても、連絡系統、責任者、業務分担、要員の配置が明確化されております。

続きまして、123条の5、規程でございます。こちらは右にございますように、エフエム石川が既に定めているとともに、委託先に委託する場合においても、適切かつ確実に業務が実施されるよう管理要項を定めております。

3 つ目、123条の6、実務経験等の能力でございます。右側にございますように、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】は【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】であり、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】を有しております。また、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】は、【電波

監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】でございます。併せて、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】でもございます。

続きまして、5ページ目を御覧いただければと思います。施行規則123条の7、業務委託業務の適切な実施に関する項目でございます。右側の詳細にございますように、(1)【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】は【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】であり、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】は、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】でございます。

(2) 委託先であります【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】及び【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】が実際に作業を行った際には、報告書を提出させることにしております。

(3) 万が一、契約条項に違反した場合においては、催告したにもかかわらず是正されないとき、契約の全部又は一部を解除することができるとしております。

以上のような審査結果でございますけれども、総務省令で定める技術基準に適合していると認められることから、この変更を許可したいとし、諮問をさせていただくところでございます。

説明は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御意見、御質問をよろしく願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な変更の許可であると思います。賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。私も賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。今般の許可に賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も賛同いたします。技術基準への適合性について、審査結果に依拠して問題ないと考えます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私も賛同いたします。

ほかに御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第29号は、諮問のとおり許可することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございます。

報告事項（情報流通行政局）

（１）日本放送協会令和7年度決算の概要

○笹瀬会長 それでは続きまして、報告事項に移ります。報告事項、日本放送協会令和7年度決算の概要につきまして、西村放送政策課企画官から御説明よろしく願いいたします。

○西村放送政策課企画官 放送政策課の西村です。よろしく願いいたします。資料のNHK令和7年度決算報告に基づきまして、報告をいたします。

NHK決算ですが、令和7年度の財務諸表と業務報告書で構成をされます。放送法に基づきまして、事業年度終了後3か月以内に総務大臣に提出されまして、会計検査院の検査を経て、例年12月頃に国会に提出される予定でございます。その際、業務報告書につきましては、大臣意見を付しまして、国会に提

出されるものでございます。

1 ページ目、決算値は表の太枠になります。左側に令和 7 年度当初予算の数字、右側太枠ですが、令和 7 年度決算の数字を記載してございます。

決算値ですが、事業収入につきましては、6,130 億円。うち、受信料収入は 5,851 億円。その他収入が 279 億円となつてございます。その他につきましては、交付金収入ですとか、NHK オンデマンドなどの副次収入。それから、子会社からの配当金収入等の、いわゆる財務収入が含まれてございます。

令和 7 年度予算時との比較では、受信料収入、その他収入ともに増加をしておりますが、右側にございます令和 6 年度決算値と比較しますと、受信料収入が減少している一方で、その他収入については増加、収入全体も増加をしているということでございます。

次に、事業支出ですが、6,449 億円。令和 9 年度の収支均衡を目指しまして、事業支出の削減を進めていますものの、国内放送費の増等によりまして、令和 7 年度予算との比較では増額、令和 6 年度決算との比較では減額となつてございます。計画どおりではあるのですが、令和 5 年 10 月からの受信料値下げの影響で、事業収支差金はマイナス 318 億円となつてございます。

事業収支差金のマイナスにつきましては、後ほど御説明いたします、還元目的積立金から充当するということとされてございます。

表の下側、令和 7 年度決算のポイントです。3 つ目の丸を御覧ください。受信料支払い数、3,859 万件、令和 7 年度予算時の計画値より 12 万件的増加となつてございます。

次のページを御覧ください。財政安定のための繰越金及び還元目的積立金は 251 億円。また、還元目的積立金の令和 9 年度末における残高は 1,375 億円ですが、事業収支差金の不足額に充当されまして、令和 7 年度末の残高は 975 億円となつてございます。

続いて、(2)の有料インターネット活用業務勘定、NHKオンデマンドにつきましては、会員数は堅調に増加をしておりますが、事業収支差金6億円は、一般勘定の副次収入に繰入れられます。

3ページ目、業務報告書の概要になります。主立ったものを御説明いたします。まず、放送番組等の概況、1ポツ目ですが、公共放送としての使命に徹し、放送番組を提供することを基本としたこと。

5ポツ目ですが、ラジオ3波をNHK AMとNHK FMの2波に再編したこと。

加えまして、国際放送の2ポツ目のところですが、イラン情勢の変化に伴いまして、令和8年3月に中東向け日本語放送について、臨時放送の時間を拡大したこと。

それから、インターネットサービスにつきましては、先般の放送法改正を踏まえまして、昨年の10月から必要的配信業務として、番組の同時・見逃し配信、それから、番組関連情報の配信を行うNHK ONEのサービスを実施したとしてございます。

次に、営業及び受信関係業務の概況でございます。1ポツ目、受信料支払い率は77.3%でございます。

3ポツ目、受信料の支払いについて、支払督促の申立てに加えて、未契約者については、民事訴訟の提起を行ったとしてございます。

4ページ目、放送設備の建設改修、運用の概況についてです。1ポツ目、放送センター建替等に関する第1期工事を進めたほか、第2期工事について、放送センター建替改定系基本計画を公表したとしてございます。

次に、手話CGシステムの開発等の放送技術の研究を進めたこと。

それから、業務組織の概要及び職員の状況につきましては、2ポツ目のとおり、業務改善や多様な働き方の推進などに取り組んだとしてございます。

そのほか、内部統制に関する体制等及びその運用状況や、子会社等の概要は、記載のとおりでございます。

最後に、その他のとおり、会長の諮問機関でございますNHK受信料制度等検討委員会におきまして、事業所等における負担の在り方について意見交換を行うなど、今後の受信料制度の在り方に関する意見交換を行ったとしてございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見をよろしくお願いいたします。順番に聞いていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。1つ目は、令和9年度の収支均衡に向けて順調にネットの収支、それから事業支出の削減が進んでいる状況と捉えていいのかどうかということ。

あともう一つは、多少別の話で事実かどうかは、私も全く分かりませんが、一部のマスコミ等で、NHKのハラスメントに関する報道等がありましたので、やはり公共放送を提供する放送会社として、非常に高い倫理観が求められると思います。ハラスメント防止・撲滅宣言というものを出しているわけですから、今後ともそれに従って、しっかり運営してほしいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。何か事務局から、返答はございますか。

○西村放送政策課企画官 放送政策課、西村です。御質問ありがとうございます。

1点目につきましては、現在の中期経営計画に沿いまして、計画どおりに進めておるところと承知してございます。令和9年度の収支均衡に向けて、令和

8年度予算におきましても、また、その計画どおりに改革も含めて、進めていると認識してございます。

2点目の件につきましては、報道等で御存じのことかと思いますが、総務省としましても、こうした報じられているようなNHKの対応の内容につきまして、しっかり注視してまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

○大久保代理 ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田です。御説明ありがとうございました。

理解はしたのですが、今の長久保委員の後半の御指摘のところは、やはり大きな問題ではないかと思っております。受信料というもので我々国民が支えている組織ですので、宣言を出しておられるにしても、きちんと国民に向けて説明ができるような体制をつくっていただきたいなと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御報告ありがとうございました。

公共放送としての使命に徹しというふうに文言がありますとおり、これを十分に理解した上での御対応を期待している次第でございます。

そのほか、特段の意見等はございません。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も、やはり冒頭でございますように公共放送としての使命に徹するということを、本当に言葉だけではなくて、きちんと実現していただき

たいと心から願います。

公正な報道と、多様で質の高い放送番組を提供するというふうに報告をなされておりますが、安易な自己評価で終わらせずに、視聴者、その他、有識者などからの意見というものを謙虚に受け止めて、使命の実現を図ってほしいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私からも、皆さんの御意見と同じです。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上で、本報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○西村放送政策課企画官 ありがとうございます。失礼いたします。

○笹瀬会長 それでは以上で、情報流通行政局の議事が終了いたしましたので、職員の方に退出をよろしくお願いいたします。

続いて、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう、御連絡をよろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

○笹瀬会長 それでは、先日の御異動で着任された方がいらっしゃるとお聞きしておりますので、一言ずつ御挨拶をお願いします。

荻原総合通信基盤局長、片桐総務課長、西室重要無線室長、順番によりしくお願いいたします。

○荻原総合通信基盤局長 おはようございます。8月4日付で総合通信基盤局

長に着任しました荻原と申します。

この前１年間はデジタル庁におりまして、さらにその前、電波部長として先生方には大変お世話になっておりまして、また、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうぞよろしくお願いいたします。

○片桐総務課長 前任は郵政行政部、企画課長でございました。今後どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうぞよろしくお願いいたします。

○西室重要無線室長 消防庁の防災情報室長から、このたび重要無線室長になりました、西室でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうぞよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。

諮問事項（総合通信基盤局）

（１）電波法施行規則等の一部を改正する省令案（衛星コンステレーションによる携帯電話向け７００ＭＨｚ帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備）

（２）周波数割当計画の一部を変更する告示案（衛星コンステレーションによる携帯電話向け７００ＭＨｚ帯非静止衛星通信システムの導入等に係る制度整備）

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

諮問第３０号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案、衛星コンステレーションによる携帯電話向け７００ＭＨｚ帯非静止衛星通信システムの導入に

係る制度整備及び諮問第31号、周波数割当計画の一部を変更する告示案（衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入等に係る制度整備）につきまして、山野基幹・衛星移動通信課長及び小川電波政策課長から、御説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○山野基幹・衛星移動通信課長 基幹・衛星移動通信課長の山野です。それでは、諮問第30号について、説明させていただきます。

まず、今表示しております資料の1ページ目、それから、次の2ページ目ですが、こちらは、今般の制度改正の背景や概要などをサマライズしたものです。3ページ目以降に、具体的な資料をつけておりますので、本日はそちらで御説明したいと思います。

なお、2ページ目の3番目、施行期日に記載しておりますとおり、本日、答申をいただいた後は、速やかに、9月中を目途に各省令を改正予定となっております。

それでは、資料の3ページ目を御覧ください。背景から説明します。

近年、低軌道に多数の衛星を打ち上げて一体的に運用する、いわゆる衛星コンステレーションが進展しています。御案内のとおり、既に国内でも様々なサービスが始まっています。様々なところで利用されているという状況です。

この中でも、特にスマートフォンと衛星が直接通信を行います、衛星ダイレクト通信につきましては、離島ですとか山間部など、地上の通信インフラが整備されていない地域を効率的に空からカバーすることができます。また、災害発生時などの通信手段としてもとても有効なものですので、世界的にも導入が進められておりまして、国内でも、さらにニーズが高まっています。

ここで、IMTの周波数のうち2GHz帯、いわゆる3GPPでいうところのバンド1と呼んでいる帯域ですが、この2GHz帯を使用する衛星ダイレクト通信は、御案内のとおり、令和6年12月に電波監理審議会の答申を踏まえ

て制度整備を行いまして、既に国内でサービスが始まっています。具体的には、昨年4月からKDDI、今年の4月からはソフトバンクとNTTドコモがサービスを開始しているところです。

今般、さらに新たに700MHz帯、3GPPでいうところのバンド28と呼んでいる帯域でございますが、この700MHz帯を使用する衛星ダイレクトについても、関係事業者、具体的には楽天モバイルになりますが、年内にも国内でのサービス開始を計画しています。

そのため、円滑にサービス導入していただくために制度整備が必要でありますので、昨年9月から情報通信審議会で技術的な検討を進めてまいりました。その後、本年6月に技術的条件の一部答申を受けたところです。今回の制度整備でございますが、この6月の一部答申を踏まえまして、電波法施行規則など、関係省令の改正を行うというものになります。

4ページ目を御覧ください。こちらがシステムの概要になります。資料に記載のとおり、今回のこの衛星コンステレーションですけれども、3つの軌道高度に最大250基程度の衛星を配備するという計画となっています。

利用周波数帯ですが、衛星局と携帯移動地球局、すなわち、スマートフォンなどのユーザー端末ですけれども、その間のサービスリンクは、地上の携帯電話網と全く同じ700MHz帯を使います。上り下りとも、これも地上と同じ最大3MHz幅です。また、衛星とゲートウェイ地球局の間のフィーダリンクでございますが、こちらは、少し高いところ、40GHz帯を使用します。また、衛星ビームは直径約48キロメートルという仕様になっています。

続いて、5ページを御覧ください。繰り返しになりますが、衛星ダイレクト通信は、携帯電話端末が人工衛星と直接通信を行うものとなります。地上の基地局でカバーされていないエリアでも、人工衛星を使うことで、現状、SMSなど比較的ビットレートが小さいデータ通信が利用可能となるようなサー

ビスです。

ここで、この衛星ダイレクト通信ですが、衛星コンステレーションを構成しております人工衛星を介して、携帯電話網のコアネットワークに接続することで端末を制御することになります。そのため、基本的に地上の携帯電話システムが必要となります。これは、既にサービスが開始されております2GHz帯の衛星ダイレクト通信でも同様です。

このスライドで、サービスリンクの部分にIMT周波数と記載しておりますとおり、サービスリンクについては、地上の携帯電話に割り当てられている周波数帯を使いまして、地上と全く同じLTE-Advanced方式という通信方式を使います。

そのため、ソフトウェアの初期設定程度、ユーザーによるオプティンのような操作は必要になりますけれども、端末に何か特別な機能を追加することは必要なく、既存の端末、対応しているスマートフォン端末であればそのまま利用して衛星ダイレクト通信を行うことが可能となります。ここが、このサービスの最大のメリットと考えています。

なお、このページの一番下に記載しておりますが、スマートフォンなどの携帯電話端末には、地上の基地局と通信を行うために陸上移動局という免許を付与しています。

他方で、スマートフォンが衛星と接続して通信を行う場合は、こちらはITUでも、いわゆる移動衛星業務というものになりますので、国内では携帯移動地球局という無線局免許を重ねて付与することになります。

そのため現行の制度では、この衛星ダイレクト通信に対応している端末、スマートフォンは、陸上移動局と携帯移動地球局の二重免許となります。ただし、この対応端末は、あくまで地上の基地局と通信を行う技術的条件の範囲内で衛星とも通信を行うものになりますので、改正省令の経過措置としまして、既に

陸上移動局として技適を取得している端末につきましては、携帯移動地球局につきましても、技適に適合しているとみなすという規定を設けています。

次の６ページ目を御覧ください。今回、一部改正を行います省令の一覧となります。上から順に御説明します。

まず、電波法施行規則です。こちらは、このシステム、衛星ダイレクト通信を行うためのシステムを包括免許制度の対象とする必要がございますので、第１５条の３を改正しまして、特定無線局とするという規定を追加するものです。

続いて、無線設備規則です。４点ございます。まず１点目、無線設備の空中線電力の許容偏差を規定する必要がございますので、第１４条を改正します。

続いて２点目ですが、技術基準も当然規定する必要がございますので、衛星ダイレクト通信に係る携帯移動地球局の技術基準を規定している第４９条の２の７、こちらを改正いたします。

続いて３点目です。この無線設備の周波数の許容偏差も規定する必要がございますので、別表第１号を改正いたします。

最後に４点目ですが、占有周波数帯幅の許容値も規定する必要がございますので、こちらは、別表第２号を改正するものです。

次に、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則、いわゆる技適規則になります。こちらは、このシステムを技適の対象とする必要がございますので、第２条を改正しまして、このシステムを特定無線設備とする旨の規定を追加します。

続いて、特定無線局の開設の根本的基準です。こちらは、７００MHz帯での衛星ダイレクト通信システムの無線局の開設が可能な者を、当該無線局と同一の周波数帯を使用して地上での携帯無線通信を行う無線局を開設・運用している者に限定する旨の規定を追加します。これは、先ほど申したとおり、地上でIMT、いわゆる携帯電話サービスを行っている事業者が、併せて衛星にも

電波を振り向けるというものになりますので、そのような規定を、第2条を改正することで追加いたします。

最後になりますが、周波数割当計画についても、例えば、サービスリンクについて衛星と携帯電話端末がやりとりを行う、いわゆる移動衛星業務を、二次業務として追加する必要があるがございます。また、フィーダリンクについても、固定衛星業務にも使用できるように改正する必要があるがございます。これらは、この次の諮問第31号として別の資料を用意してございますので、追って電波政策課のほうから説明させていただきます。

最後に、一番下に記載してございますが、その他、関連する告示や、訓令である電波法関係審査基準も併せて改正いたします。

なお、今回の改正法令でございますけれども、いずれも過去に2GHz帯の衛星ダイレクト通信を導入した際の制度整備と全く同じ趣旨の内容となっております。

続いて7ページ目を御覧ください。ここからは、諮問に先立ちまして、7月11日から8月10日まで実施した意見募集の結果となります。企業・団体から4件、個人から6件、合計10件の意見提出がございました。

まず1点目ですが、こちらは、楽天モバイルからの賛成の御意見となります。

続いて8ページを御覧ください。意見提出の2件目になります。こちらは、ソフトバンクからの御意見です。700MHz帯の地上系の携帯電話システムの割当てに係る開設計画が着実に履行されることが必要である、というような内容です。これにつきましては、衛星ダイレクト通信の進捗如何に関わらず、地上系については開設計画に基づき、しっかりと置局などが進められることは当然重要なことでございますので、右側の総務省の考え方としまして、電波法の関係法令に基づき、適切な制度運用に努めていく旨を記載してございます。

続いて3点目の御意見です。国立天文台からの御意見となりますが、情報通

信審議会で取りまとめた技術的条件の報告の中で、電波天文への影響を避けるため、ゲートウェイ地球局については、適切な離隔距離が必要であるという旨が記載されていることを踏まえまして、これは必要的諮問事項には当たらない訓令になりますが、電波法関係審査基準の中にも同様の規定を明記してほしい、というような内容になります。

フィーダリンクで使用しますゲートウェイ地球局でございますが、事業者からは、全国で2局程度を開設予定と聞いてございます。具体的な設置場所に応じまして、与干渉を適切に回避するための個別の対応が必要になります。そのため、一律に基準を規定するのではなく、ゲートウェイ地球局の無線局の免許申請の際に、個別・具体的にきちんと干渉がないかということを審査することとなります。電波天文の受信設備を含む既存無線局への干渉影響をしっかりと確認しまして、免許の可否を個別に判断することとしていますので、その旨、総務省の考え方に記載してございます。

4つ目のアマチュア無線連盟からの御意見、それから5つ目の個人の方からの御意見ですが、ゲートウェイ地球局と隣接する帯域でアマチュア無線が利用されておりますので、その影響を懸念する内容の御意見です。3つ目の電波天文に関する御意見と同様に、フィーダリンクで使用するゲートウェイ地球局を設置する際には、個別にきちんと離隔距離が取られて干渉が起きないようにしているかをチェックいたしますので、個別・具体的に免許審査を行い、免許の可否を判断するという旨を、総務省の考え方に記載してございます。

続いて、9ページ目を御覧ください。個人の方からの御意見の6つ目になります。2つに分けています。まず、6－1ですけれども、今回の諮問の対象外にはなりますが、併せて意見募集を行った告示に関する御意見です。時期が重なるタイミングで、別の告示の改正案件でも同じ告示を改正するという内容の意見募集を行っていたところ、改正する箇所が重なっておりまして、例えば、

番号の条ずれなどが生じないかといったことを懸念する御意見です。

本件については、総務省側でも事前に認識してございますので、考え方に記載しておりますとおり、例えば、本案の施行前に他の改正条文が施行されて、対象の告示がもし先に変更されれば、当然それを踏まえて、条ずれが起きないように適切に条文を整理することとしています。また逆に、本件が先に施行される場合でも、当然ながら後を追ってくる改正条文においても適切に対応することとしてございます。

また、その下の6-2になりますけれども、こちらも諮問対象外の告示の改正案に関する御意見ですが、修辞上のテクニカルな適正化の御意見をいただいたものです。考え方に記載しておりますとおり、御指摘を踏まえ、表現ぶりを適切に修正いたします。

続いて10ページ目を御覧ください。こちらの7つ目も個人の方からの御意見です。全面的に賛成の御意見ですが、今回の改正案に直接関係しないような観点からの御意見もございましたので、今後の参考にさせていただく旨を、総務省の考え方に記載しています。

続いて、11ページ目の8-1、次の12ページ目の8-2は、同じ個人の方からの御意見になります。今回の諮問の対象外の訓令、電波法関係審査基準の改正案への御指摘になりますけれども、いずれも原案どおりとさせていただく旨を記載してございます。

続いて12ページ目を御覧ください。9番目の個人の方からの御意見ですが、具体的な内容が必ずしも明らかではないということもございますので、原案のとおりとさせていただく、としてございます。

13ページ目を御覧ください。こちらの御意見が最後になりますが、17ページ目まで続きます。今回の改正案には直接関係しないような内容でございますので、今後の参考とさせていただく、としてございます。

18 ページ目以降には、今回の参照条文、諮問書、それから、それぞれの改正条文案をつけておりますが、説明は省略させていただきます。

最後に1点、補足させていただきます。今回の改正法令のうち、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案、いわゆる技適規則の改正案につきましては、電波法の規定に基づきまして、経済産業大臣にあらかじめ意見聴取が必要となります。経産省に確認・協議を行ったところ、異論がない旨の回答を得ていますので、御報告させていただきます。

説明は以上となります。

この後、電波政策課のほうから、続いて割計等の説明がございますので、よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 それでは、小川課長、続けてお願いします。

○小川電波政策課長 それでは続きまして、諮問第31号説明資料に基づきまして、周波数割当計画の一部を変更する告示案、衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz対非静止衛星通信システムの導入等に係る制度整備について、電波政策課の小川のほうから御説明申し上げます。

まず、1番の諮問の概要でございますが、ただいま、諮問第30号について御説明がございましたとおり、衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入に伴う制度整備に合わせまして、関係する周波数割当計画についても変更を行うものでございます。

また、併せて、本年5月に900MHz帯を使用する新たな無線利用につきまして、情報通信審議会から一部答申を受けたことを踏まえまして、900MHz帯の高度MCA陸上移動通信の無線局の目的に、電気通信業務用を追加するための変更も行うこととしております。

2番の変更概要でございますけれども、3点ございまして、1点目は、700MHz帯衛星ダイレクト通信を導入可能とするための周波数割当表第2表を

変更いたしまして、国内周波数分配の脚注を追加するもの。

また、2点目でございますけれども、この通信を導入可能とするために、47.2GHzから49.2GHzの周波数帯を放送衛星業務のフィードリンク以外の固定衛星業務の局に使用できるようにするため、国内周波数分配の脚注を追加するもの。

3点目といたしまして、900MHz帯の高度MCA陸上移動通信の無線局の目的に、電気通信業務用を追加するため、周波数割当表第2表を変更するものでございます。

2ページ目でございますが、施行期日につきましては、答申をいただいた場合には、速やかに周波数割当計画を変更することといたしております。

4番の意見募集結果でございますけれども、本件に係る意見募集につきましては、本年7月11日から8月10日までの期間において実施をいたしました。が、周波数割当計画の変更に関する意見の提出はございませんでした。

3ページ目でございますけれども、ただいま御説明をいたしました、周波数割当計画の一部変更の概要について図示したものでございます。表の左側が変更前、右側が変更後の案でございますけれども、該当する周波数に国内周波数分配の脚注を追加するもの。それから、無線局の目的を追加するものでございます。

続きまして、4ページにつきましては、国内周波数分配の脚注の変更案を示しております。赤字で記載したところが、今般の諮問に関わる変更の内容になっております。

5ページ以降は、参照条文、諮問書、改正案をお付けしておりますが、説明のほうは割愛をさせていただきます。

併せて御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○笹瀬会長 どうも御説明ありがとうございました。それでは、御意見、御質

問をよろしく願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。いずれの案にも賛同いたします。

1点だけ、基本的なところの質問があります。この衛星ダイレクト通信が、さらに拡大するということは、非常に良いことだと思っており、今回も250ぐらいの衛星を使うということなのですが、基本的にはアメリカのスペースX等がほとんどの衛星を所有していて、そこに依存しているという理解でいいでしょうか。

○山野基幹・衛星移動通信課長 基幹・衛星移動通信課の山野です。今回、700MHz帯で制度整備を行おうとしているものでは250基程度を打ち上げる計画とございますが、こちらは御指摘のとおり、アメリカのASTスペースモバイルが計画しているものになります。

また、現在、2GHz帯で携帯電話事業者3社が既にサービスを行っております衛星ダイレクト通信につきましては、御指摘のとおり、スペースXが運用しているスターリンクの衛星コンステを使っています。

これらは2社とも米国企業でございます。今、世界的にも、衛星ダイレクト通信に対応する衛星をきっちりとサービス展開しているのは、この2社という現状でございますので、御指摘のとおり、外国の衛星コンステレーションが先行しているというのが実態でございます。

ただ、総務省といたしましては、これは別の局、国際戦略局の案件となりますけれども、日本の企業が、国産と申しますか、日本がきっちりとマネジメントできる衛星コンステレーションを運用する、自律的なものを整備する必要がありますので、総務省のほうでも予算措置をさせていただきまして、現在はその事業を、まさに今年度から開始しているところでございます。

まだ打ち上げ等々に時間かかりますので、約2年後のサービスインを目指してこの事業を開始しておりますが、ミッドバンドといわれる、今回より少し上の帯域での衛星ダイレクト通信に対応する日本の衛星コンステレーションを整備していくということを、総務省としてもしっかりと支援していくという対応を進めている真っ最中でございます。

○大久保代理 分かりました。いずれにしても当面のところは、米国の当局としっかりと情報交換をしながら、安定的な運用を進めていただきたいと思います。以上です。

○山野基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。FCCの免許で動いている衛星になりますので、総務省では、FCCとの間で書簡を交わすなど、例えば、急にサービスが変なことにならないようにということも念頭において、きちんとFCCともやりとりをしており、各事業者とも話をしてございますところ、しっかりとその点に対応していきたいと思います。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。今回の案には賛成をいたします。

ただ1つだけ懸念していることがありまして、先行してこのサービスを提供されている各社、今は控えていらっしゃると思うのですが、始めたときには、空が見えれば通じるというのをコマーシャルで各社とも、後のほうのところは一瞬しか使っていないかもしれないかもしれませんが、そういう表現を使っておられまして、このサービスそのものは、通信インフラが整備されていない地域、また、災害時の非常時というふうに御説明いただいているわけですが、そこは非常に誤認をさせるものではないかという気がして。

都心においても通信の状態が悪いときなどに、空が見えていれば通じるはずではないかと、利用者に誤認させるのではないかと思うので、今後は、やはり

そういうところはきちんと、どういうものなのかということを伝えられるような広告も含めて、各社に努力をしていただきたいなと思っています。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。今回の省令案・告示案に賛同いたします。

長田委員がおっしゃっていたことに全面的に、また、賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 必要な制度整備だと考えます。賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私も、この諮問に賛同いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに、追加の御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第30号及び諮問第31号は、それぞれ諮問のとおり改正変更することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○山野基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○小川電波政策課長 ありがとうございました。

報告事項（総合通信基盤局）

（１）26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争に関するアンケート調査の結果

○笹瀬会長 それでは続きまして、報告事項に移ります。

報告事項、26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための
価額競争実施指針に係る価額競争に関するアンケート調査の結果につきまして、
後藤移動通信企画官から、御説明をよろしくお願いいたします。

○後藤移動通信企画官 今月に移動通信課の企画官に着任しました、後藤でござ
います。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の1点目、26GHz帯における5Gを対象とした価額
競争、いわゆる周波数オークションの実施に関するアンケート調査について報
告させていただきます。

資料が前後して恐縮ですが、資料の15ページ、16ページを御覧ください。
まず冒頭、簡単に価額競争の実施結果について説明させていただきます。こち
らは、前回7月の電監審で御説明した資料でございます。

本年6月に全国枠、地域枠に分けて価額競争を実施いたしました。全国枠に
ついては、NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラー、ソフトバンクの3者が
参加し、NTTドコモが落札しております。

地域枠については、JTOWER、ハイテクインターの2者が参加し、それ
ぞれ御覧の地域を落札しております。地域枠については、北海道千歳市におい
て競合が発生しております。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

続きまして、こちらの2ページと3ページが、入札に参加いただいた事業者
に対して行ったアンケート項目の概要でございますが、アンケート項目としま
しては、価額競争に参加した理由、競り上げ幅を含む価額競争のルールについ
て、それから入札に当たって必要となった保証金について、入札者への事前説
明について。次に行きまして、価額競争の進め方、価額競争に用いたサイトの

使い勝手などについてアンケートを実施し、回答いただいております。

続いて4ページからが、実際のアンケート結果でございます。それぞれについて簡単に御説明させていただきますと、1つ目、今回の価額競争に参加した理由につきましては、今後のトラヒック増加予測を踏まえて、追加周波数の活用が必要と判断したため。それから、周波数特性を生かした産業領域などでの活用のため。その他には、アクティブシェアリングモデルを検討するためや、地方自治体、民間企業等のD X化の推進のためなどの回答をいただいております。

続きまして、価額競争のルールについてですが、今回競り上げ方式、同時時計方式で行いましたが、シンプルで分かりやすい方式であったという回答をいただいております。

そのほかのルールにつきましては、今回、同時時計方式を採用しまして、全ての枠の落札者が決定するまで、他の枠のオークションも終了しないこととしておりました。先ほど申し上げたとおり、地域枠の北海道千歳市については35ラウンドまで続いたことから、こちらの各枠ごとに終了される制度も御検討いただきたいとの回答をいただいております。

また、撤回ルールにつきましても、今回、隣接する市町村の枠を入札できなかった場合に限り撤回可能とするルールとしておりまして、実際に撤回は起きませんでした。こちらは回答でいただいたとおり、本社と研究施設が離れた場所にある場合などでも撤回を可能とする運用を検討いただきたいとの回答をいただいております。

続きまして、今回、入札に参加するに当たり提供していただいた保証金につきましては、手続は円滑だったというコメントをいただきましたが、一方で、支払い手順の周知から支払いの期限までが3週間と短かったことや、指定された支店でのみの手続となっていたこと、その他、オンライン手続を導入してほ

しいことなどについて、コメントをいただいております。

続いて、4番、参加者説明会及び模擬オークションについてですが、今回、入札に先立ちまして、参加者の方への説明や模擬オークションを実施しました。

こちらについては、おおむね分かりやすかった、円滑に理解することができたなどの御意見いただいておりますが、他方で、実際の画面と操作手順を対応させたマニュアルがあるとよかった、また、他の参加者の落札時の画面表示などの画面イメージも共有されるとよかったといったコメントをいただいております。

続きまして、5番、価額競争の進め方についてでございますが、全国枠については、1日当たり1ラウンド、合計4ラウンドで終了したため適切であったとの御意見をいただいております。

他方、地域枠につきましては、今回ラウンド数が多くなり、1日最大7ラウンドを実施しております。また、入札サイトの仕様上、ラウンドごとに入札をお願いする方式としておりました。

この点につきまして、こちらの回答でございますとおり、入札対応のための拘束時間が長いといった御意見や、自動で継続入札が可能としてほしい。事前にラウンド数を定めてほしいなどの御意見をいただいております。

続きまして、2つ目の競り上げ幅についてでございますが、2ポツ目、価額競争の状況に応じた競り上げ幅の調整や、開始価額に応じた競り上げ幅の設定が必要と考えられるという御意見をいただいております。

それから、6番目、価額競争入札サイトについてでございますが、こちらのサイトの満足度、それから操作のしやすさ、処理速度等について回答をいただいております。非常に満足、おおむね満足といった回答をいただいております。

続きまして、この6番の続きでございますが、2段目、サイトに追加される

と有用と考えられる機能について教えてくださいという問いに対しては、1 ポツ目ですが、事務局から新たなメッセージがアナウンスされた際に通知する機能でありましたり、3 つ目、前ラウンドの結果を一目で確認できる機能でありましたり、それからその3 つ下ですが、最終的な落札価額の表示機能、それから最後のポツですが、上限額の範囲内で自動的に継続入札できる機能などがあったほうがいいのかという御意見をいただいております。

また、一番最後のポツでございますが、今回は3 5 ラウンドで入札が発生したこともありまして、入札結果に影響を与えない全国卒のほうについて、入札結果に影響を与えない操作は不要としたほうがいいのかという御意見もいただいております。

それから続きまして、サポートデスクの満足度についても、こちらは、おおむね満足いただくという評価をいただいております。

それから、一番下の欄でございますが、メールサイト内のアナウンスについてでございますが、こちらは入札受付完了時などの重要な事項に関しては、メールの通知があるとよい。

それから、一番下のポツですが、ラウンド進行のアナウンスも、トップページ上で一元的に確認できるようにするとよいといった御意見をいただいております。

次でございます。7 番目、その他でいただいた御意見をまとめております。先ほどもございましたが、本保証金の拠出につきまして、準備期間や意思決定プロセスの構築を円滑に行うため、前もって十分な期間を設けた上で案内してほしいという御意見や、最低落札価額の決定に当たっては、よりオープンかつ丁寧な議論の場が設けられることが望ましいという御意見をいただいております。

次のページに行きまして、こちらが、今回いただいた御回答を踏まえた今後

に向けた課題を、事務局としてまとめたものでございます。

まず、価額競争のルールにつきましては、先ほど申し上げたとおり、地域枠で35ラウンドを要することになりまして、こちらは、1ラウンド当たりの競り上げ幅を定額、最低落札価額の20%としておりました。こちらについて、最低落札価額が比較的低かった単位について、競り上げ幅も限定的であったため相当数のラウンドを重ねる結果となりました。今後の価額競争に当たっては、このルールの改善策を検討することが考えられると書いております。

その他につきましては、保証金など、価額競争の実施に当たって必要となる手続等のスケジュールについて、余裕を持って事前の周知を行うことが考えられると考えております。

また、参加者がより利用しやすい入札サイトの運用改善、機能拡充。具体的には、メールでの通知、あらかじめ設定した範囲の上限策などについても、今後、検討が考えられると認識しております。

私からの説明は、以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御意見、御質問をよろしく願います。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。初めての価額競争ということでしたけれども、大きな問題なく無事に終了したということで、大変お疲れさまでした。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田です。様々な御意見をいただいたわけですので、ぜひ丁寧に、今後どうしていくかについても検討していただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村でございます。御報告ありがとうございました。委員限りの資料もございますけれども、一般にも、それからアカデミックにも適切な周知という取組が、今後重要になってくるかと思しますので、御配慮いただければと思います。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございました。アンケート結果を見まして、価額競争について、様々な有用な御意見をいただいたと感じております。

今後に向けた課題として取り上げられているところも、アンケート結果をきちんとすくい取って、御対応いただけたような内容だと考えておりますので、引き続き、よりよい制度になるよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からも、御報告どうもありがとうございました。非常によくまとまっていると思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ほかに御質問はございませんでしょうか。

それでは、以上で報告事項を終わります。どうもありがとうございました。

○後藤移動通信企画官 ありがとうございました。

(2)「自動運転社会を支える通信インフラ戦略」等の概要

○笹瀬会長 続きまして、報告事項のもう1件。自動運転社会を支える通信インフラ戦略等の概要につきまして、田中新世代移動通信システム推進室長から、御説明よろしくお願いいたします。

○田中新世代移動通信システム推進室長 ありがとうございます。今年の夏に着任いたしました、新世代室長の田中でございます。

本日は、本年7月に総務省として策定いたしました、自動運転社会を支える通信インフラ戦略について御報告をいたします。

右肩2ページ目をお願いいたします。こちらのページで、これまでの主な経緯をまとめてございます。出発点は一番上にございます、2023年4月の改正道交法の施行でございます。これによりまして、自動運転レベル4が制度上可能になりまして、また、政府全体の目標が定められて、自動運転の実現に向けた関係省庁や事業者の取組が本格化してきているというところでございます。それと同時に、それを支える通信環境の確保とインフラ整備というのが、課題として認識されているところでございます。

これを受けまして総務省では、2023年2月から、自動運転時代の次世代のITS通信研究会を開催してまいりました。こちらの第1期、第2期では、5.9GHz帯の新しい周波数割り当て、また、既存無線局の周波数移行など、主にITS無線技術にフォーカスした検討を行ってきたところでございます。

また、こちらと並行いたしまして、制度整備や予算事業といたしまして、5.9GHz帯のV2X導入のための周波数移行。また、700MHz帯のITS通信の免許人の拡大や、自動運転の遠隔監視や運行管理に必要な becoming、携帯基地局の5GSA化などを進めてまいったところでございます。

その後、真ん中の矢印にございますとおり、地域の移動手段とか物流等における課題解決、こちらが待ったなしとなっている状況でございまして。また並行して、AIの高度化というのを背景にいたしまして、自動運転の開発が、一層進展してきているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、より幅広い視点での検討が必要ということで、昨年の9月から本年の6月まで、堀内総務副大臣にも御参画いただきなが

ら研究会の体制を再構成した上で、第3期の検討というのを実施してきたところでございます。

その報告の提言を踏まえまして、本年7月に策定したのが、こちらの戦略ということでございます。

コンセプトとしては、自動運転の社会実装というのが、いよいよ実証から事業化の段階に入る中で、それを支える通信インフラの整備に関する時間軸であるとか、あとは、自動運転側・通信側との連携の必要性というのをこちらで示したものでございまして、今後、制度整備等が必要になってまいりますので、本日、電波監理審議会で御報告をさせていただくというものでございます。次のページをお願いします。

まず、こちらは、自動運転側の状況をまとめてございます。大きく3つの観点で整理しております。

1つ目は、社会的課題と自動運転の意義ということでございまして、ドライバー不足によって、やはり地域の移動手段や物流の確保というのが、非常に課題になっております。その解決手段として、自動運転が期待されているところであります。

右のグラフのとおり、バスとタクシーのドライバー数というのは、本当に減少が続いていく一方で、宅配便の個数というのは、増加傾向になっているということでもあります。

また、左の円グラフに行っていただきますと、交通死亡事故の95.8%、こちらは運転者の法令違反に起因しているということでございまして、自動運転の導入による事故削減効果というのが、広く期待されているところでございます。

加えまして、AIの進化によって自動運転技術というのが、End to End AIモデルと呼ばれます、どちらかというと人間に近い運転行動を実現

するシステムという形で、大きく進展しているところでございます。

2つ目のところが、多様な主体による取組の深化・拡大でございます。こちらは、真ん中のグラフのところで、自動運転の導入に向けたアプローチを2パターン書いてございます。もともとは、やはり乗用車になりますと様々なところを移動しますので、なかなかレベル4に持っていくのが難しいというところの一方で、例えば、バス・タクシー・トラックといったようなサービスに使われる車両、こちらは一定の条件下のルートが決まっていたりしますので、そういう一定条件下での無人自動運転の早期実装を狙う動きというのが、進んでいるところであります。

実際に右側の写真にございますように、一般道や高速道路における実証の取組事例というのが多数生まれてきておりまして、こちらは、地域課題に応じた協業や連携というのが、加速してきているところでございます。

最後③、政府全体の政策の推進というところでして、本年1月には、第3次交通政策基本計画において、自動運転サービス車両、2030年代に1万台という最新の数値目標が決定されたところでございます。

また、本年3月ですが、デジタル庁主導で39の地域から、横浜市や愛知県、あと京都府など13の先行的事業化地域が選定されまして、関係省庁の施策が、こういった先行地域に集中投下、重点化していくということで進められてございます。次のページをお願いします。

続きまして、こちらは通信インフラ側の動きを、また3つの観点で整理をしてございます。

1つ目は、通信インフラに求められる役割ということでございます。こちらは大きく2つございまして、1つ目は、法令対応です。無人自動運転レベル4では、車両や道路の交通状況を映像・音声で確認できるような、遠隔監視装置の設置が義務づけられているところでございます。このためには、やはり安定

的な通信環境というのが前提となってくるということでございます。

もう一つは、安全・円滑な運行への対応ということで、例えば、運行管理とか、あとはマップ等々ソフトウェアの管理、更新に必要な通信というのがございます。

また、やはり事故多発地点や複雑な交通状況においては、車両単体では対応が難しいような条件に対して、通信インフラによる支援が必要になってくるということでございます。特に、先ほど御紹介した自動運転バス・トラックについては、安全・円滑な運行が要請されているところでございますので、インフラ側での支援が重要になってくると考えております。

2つ目が、通信インフラ側の進化ということで、大きく3点ございます。第1には5Gということで、面的なエリアカバーが進んでおりますし、常時接続性、また5G SA化による通信の高品質化ということで、遠隔監視への活用が期待されているというところであります。特に5G SAにおいては、ネットワークスライシングによって特定用途向けの品質確保というのが、可能となってまいります。

また、2つ目としては、ITS通信でございますが、カメラやセンサー、AI等を組み合わせることによって信号情報や、あとは、合流の情報提供といったものが可能になってまいりますので、これが安全・円滑な運行に寄与していただくということでもあります。

第3に、さらに先を見据えますと、オール光ネットワーク、APNといったものを活用することによって、長距離でも低遅延での常時監視、あとは、AIによる画像分析といったものを活用した運行の最適化といったことが、期待されるのではないかということでまとめております。

また最後のところで、業界動向でございますが、NTT、KDDI、それぞれによる自動運転関連の新会社の設立であるとか、あとは、通信事業者による

自動運転事業会社との資本提携。あとは、モビリティ向けの通信サービスの開始など、自動運転側と通信側の業界の垣根を越えた連携・共創というのが、加速化してきているというような状況でございます。次のページをお願いします。

といった状況を踏まえまして、まずは基本となる考え方について、大きく3つの柱を掲げてございます。

1つ目、通信インフラの整備拡充・高度化ということで、先ほど、御紹介した13の先行地域、あとは主要高速道路をはじめ、自動運転の実装が見込まれるエリアを対象にして、官民による整備と関連の投資を進めることが重要としてございます。

2つ目が、自動運転側と通信インフラ側の一層の連携・共創ということで、こういった協議をさらに進めていくことが重要であるということでございます。

3つ目が、実証で終わらないということで、事業モデル・エコシステムの構築というのを進めていくということで、こうした3つの柱を独立したものではなく、相互に有機的に連携させていくということで、実効性を持たせてまいりたいと考えてございます。次のページをお願いいたします。

こちらを具体的な施策に落とし込んだのが、こちらのページでございまして、大きく4つございます。

1つ目が、通信インフラの整備拡充・高度化ということでございまして、携帯基地局、5G SAの整備拡充。あとはITSインフラの整備促進・展開、こういったものを推進していきたいと考えてございます。

総務省としては、予算事業を通じた支援に加えまして、関係省庁・団体と連携して、技術仕様の標準化であるとか、制度整備といったものを進めていきたいと考えてございます。

(2) が、自動運転側と通信側の共創ということで、こちらは、先ほど冒頭で御紹介した研究会の下にワーキンググループを新たに設置いたしまして、自

動運転、掛ける通信といった取組を促してまいりたいと考えてございます。

3つ目が、実証で終わらないということでございまして、こちらは、実証を予算面でも支援して、そういった効果を検証した上で、他地域へも展開していく。

また併せまして、自動運転の通信利用に関するガイドラインも策定していくことによって、自動運転サービスの実装というものを、後押ししてまいりたいと考えてございます。

最後が、環境整備ということでございまして、関連する技術基準の早期整備であるとか、無線局免許手続の柔軟化といったものを、ニーズを踏まえながら進めてまいりたいと考えてございます。次のページをお願いします。

こちらは、今まで申し上げたことを時間軸で整理しております。上段が自動運転の見通し、そして中段以降が、通信インフラ側の施策ということでまとめてございます。

自動運転側では、高速道路での物流というのについて、全国5割の物流になっているという、東京・関西の主要高速道路から始まりまして、順次、東北道など幹線接続路線へ、全国へ拡大していくというところであります。

一般道について申し上げますと、13の先行的地域での社会実装から、さらにこれを地域課題・事業性に応じて、全国へ展開していきたいと。

こういったものに併せまして通信インフラ側でいきますと、5G SA化を主要高速道路、先行地域をまず皮切りにして、全国へと段階的に進めていくと。

また、ITSインフラについては、標準仕様の策定を。

それからまた、5.9GHz帯の移行状況に合わせて、まずは東名阪対応、そして全国対応へというふうに進めていきたいといったことを考えてございます。

最後のページ、よろしいでしょうか、右肩8ページ目でございます。こちらは、別紙でございます、参考でございますが、通信インフラについて、携帯通

信と I T S 通信の 2 類型に整理しておりまして、それぞれの特性といったものを整理してございます。

携帯通信については、カバーエリア常時接続性に優れております。一方で、やはりトンネルの影響とか利用集中による品質低下というのが課題になってまいります。一方で、I T S 通信に関しては、即時性、安定的な品質に優れますが、やはりこういったものをカバーしていくことについては課題がございますので、こういった両者について、代替関係というよりも用途に応じて使い分けて、組み合わせていくということで考えてございます。

以上、本戦略に基づきまして、関係省庁、関係事業者と連携して着実に取組を進めてまいりたいと考えてございます。

御説明は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見をよろしくお願いします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。引き続き、関係省庁と連携しながら、とにかく社会実装のスピードアップを図っていただきたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私もスピード感を持って、でも、やはり丁寧に国民に理解を求めながら進めていただければと思っております。よろしくお願いします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御報告ありがとうございます。もちろん関係する事業者間の法的な責任分界点など、まだ法的な議論が残っているかと思えます。関係事業者間の共に創るというキーワードのみならず、持続的な市場として、そ

れを下支えするようなイノベーション競争、競い合いという観点、利用者利便という観点も、ぜひ総務省として総合的・一体的に取り組んでいただければと思います。

以上でございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 自動運転の実装は、もう世界的に見ても非常に重要なテーマになって、各国で競争しているのが現状だと思いますので、安全性の確保というところは、もちろん極めて重要な視点だと思いますけれど、他の委員の方々もおっしゃっているとおり、とにかくやはりスピードアップというか、もう本当に官民一体となって、国運をかけて、このテーマを無事達成するということに全力を挙げていただければと希望しております。

よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私からも1点だけ、スピードアップしてください。

以上です。

それでは、報告事項を終わります。どうもありがとうございました。

次に、有効利用評価部会の議事に入りますので、出席されない委員の方、職員の方は退室をよろしくお願いいたします。

審議事項（有効利用評価部会）

（１）令和７年度電波の利用状況調査（各種無線システム・７１４MHz超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

本日は審議会より総務省総合通信基盤局の陪席を求めておまして、荻原総合通信基盤局長、翁長電波部長、小川電波政策課長、西室重要無線室長に御陪席いただいております。私から指名した場合や、各委員から求めがあった場合には、総務省から補足的な説明をよろしく願いいたします。

それでは、令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）について、審議を行います。

本評価結果（案）につきましては、6月16日から7月15日まで意見募集を行い、提出意見に対する審議会の考え方について、有効利用評価部会でまとめたものとなっております。それでは、よろしく願いいたします。

○西村部会長 それでは、部会長の西村から御報告をさせていただければと思います。私から概要を説明した後、詳細につきましては、事務局から御説明をお願いできればと思います。

それでは、審議事項（1）資料1の1ページを御覧ください。

本案について、次の議題の公共業務用無線局の評価案とともに、6月16日から7月15日まで意見募集を行っております。その結果、全体で7件の意見提出がございまして、うち、本議題の各種無線システムの評価案に関する御意見は、下線部のとおり6件。内訳としては、法人等から2件、個人から4件でございました。

提出意見を総括いたしますと、本案に賛成の御意見のほか、電波天文業務等への配慮に関する御意見。それから、総務省の施策に関する御意見として、6～7GHz帯、15GHz帯、ローカル5Gの今後の方針に関する御意見、評価方針に関する一般的な御意見で構成されております。

全体といたしまして、提出意見を踏まえた案の修正等はございませんでしたが、意見募集時点から状況の進展があった箇所等につきましては、時点修正を

行っております。

また、電波監理審議会の考え方（案）等、本資料の内容につきましては、7月28日開催の有効利用評価部会におきまして、御確認いただいております。

詳細につきましては、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○柏崎幹事 有効利用評価部会事務局でございます。それでは、意見募集結果（案）について御説明いたします。

資料2ページでございますが、表の左から2列目に番号を振っておりますので、こちらの番号により御意見を参照いたします。

まず、No.1は、国立天文台電波天文周波数委員会から、前段には電波天文業務のように、受信のみの業務が利用している帯域があることを考慮し、無線局数の増減のみで有効利用の評価を行わないでほしいという御意見、また後段には、次年度以降の周波数再編アクションプランの検討の際には、受動業務に有害な干渉が生じないように配慮いただきたいという御意見でございます。

こちらは、昨年も同様の御意見がございましたが、それに対する考え方（案）におきましては、冒頭で、電波法令上の有効利用の調査・評価の対象は無線局であり、電波天文業務等の受信のみを目的とする受信設備はその対象外であることを記載しつつ、電波法第56条第1項に基づき、これら受信設備の運用が阻害されないよう保護の対象となっていること。また、周波数再編アクションプランに関する御意見については、「今後の総務省における検討に当たって、参考としていただきたい」としてございます。

下のNo.2は、ソフトバンク株式会社から、重点調査対象の映像S T L / T T L / T S L（Bバンド）に関して、6,425～7,125MHz帯は、B e y o n d 5 G / 6 Gに向け、諸外国においてI M T、すなわち携帯電話への利用の検討が進展している帯域であり、移行先の選定に当たっては、国際動向や将

来的な携帯電話への利用ニーズを十分に踏まえた検討を要望する御意見でございます。

これに対する考え方（案）でございますが、こちらは総務省の施策に対する御意見となりますので、考え方（案）には、「今後の総務省における検討に当たって参考」としてございます。

続きまして、3 ページでございます。No. 3 は、前段には重点調査対象の 1 5 G H z 帯の評価案について、賛成の御意見。

後段は、国際的な動向や衛星システムの増加傾向より、この周波数帯を衛星向けに、より使いやすくする方向で既存システムの集約・移行も含めて検討を要望する御意見となっております。

これに対する考え方（案）は、先ほどのNo. 2 と同様、「今後の総務省における検討に当たって参考」としてございます。

続いて4 ページに移りまして、No. 4 とNo. 5 は、各周波数区分ごとの評価に対する御意見でございますが、先ほどのNo. 2 とNo. 3 の御意見と同様の趣旨となっておりますので、御説明は割愛させていただきます。

5 ページに移りまして、上のNo. 6 は、ミリ波帯のローカル 5 G の基地局数が、ピーク時から約 3 分の 1 に減少しており、さらなる普及拡大及び周波数の有効利用を推進する観点から、例えば、全国事業者による補完的な利用が可能となるような方策を含め、検討することが望ましいという御意見です。

これに対する考え方（案）は、まず1 段落目のローカル 5 G のさらなる普及拡大に関する御意見については、今後の総務省における検討に当たって参考、2 段目の「なお」から始まる中ほどに、総務省において、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化、迅速化に係る制度の導入に関する検討が開始されており、本評価に記載のとおり、その検討を推進することが適切、3 段目、ミリ波のローカル 5 G の利用実態等に関しては、「今後の総務省における調査の検討

に当たって参考」としてございます。

下段のNo.7でございます。前段は、本案に記載した調査・評価の見直しに関し、共用や移行等が求められるシステムや、無線局数の増減等の変化が大きいシステムに対して調査周期を短縮し、より優先的に調査を行う方向性について賛成の御意見。

後段は、ヒアリング調査は有用であり、次回調査から免許人ヒアリングを導入・実施することが適当という御意見でございます。

これに対する考え方（案）といたしましては、「調査の見直しについては、本評価に記載のとおり、総務省において準備が整ったものから順次反映していただきたい」としております。

6 ページから、個人の方の御意見でございますが、いずれも本評価（案）というよりも、評価方針に対する御意見となっておりまして、No.8 は、災害対応について、戦災にも言及すべきという御意見でございますが、これに対する考え方（案）では、「評価に当たり考慮すべき事項」として、「災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組状況」が項目としてあり、無線局が被害を受け得る一般的な災害として、地震・水害・火災などへの対策状況を評価の中で考慮しているといった趣旨を記載してございます。

真ん中のNo.9 は、評価事項にある「秩序の維持」といった記載を削るべきという御意見でございます。これに対する考え方（案）として、「評価に当たり考慮すべき事項」には、猶予期間なく電波の利用停止・周波数変更した場合における社会的な影響があります。評価対象の無線局には、公共の安全や秩序の維持を目的とする国の機関により運用されるものもありますので、そのように記載しているといった趣旨を記載しております。

No.10 は、放送内容の公共性などを、評価に当たって考慮すべきという御意見でございますが、本意見募集の対象外としております。

次の 7 ページにお移りいただきまして、No. 11 の前段は、評価に当たって通信料金の公共料金化という視点で評価すべきとのことですか、通信料金等に関する御意見は、本意見募集の対象外としております。

下の後段でございますが、有効利用評価の基準を公開すべきという御意見です。これに対する考え方（案）におきましては、電波法や省令に定められた項目に従い、具体的な評価の基準、方法等としては、有効利用評価方針を定めて公表しているとして、その URL を掲載してございます。

以上が、各種無線システム評価結果（案）に対する御意見と、それに対する考え方（案）となりまして、いずれも、提出意見を踏まえた案の修正は「無」としてございますが、意見募集後の状況反映等のために修正を行っております。

8 ページを御覧いただきまして、評価に記載している無線システムに関し、意見募集開始後に情報通信審議会の答申や制度化完了など、先月の部会までに状況の進展があったものについて修正を行っております。その他、誤記の修正等も行っております。

時間の関係上、修正概要のみ、お示ししておりますけれども、この表のとおり、例えば①の 700 MHz 帯衛星ダイレクト通信については先ほど御説明がございましたが、先般の部会の時点で、情報通信審議会の答申がなされたことによる修正などを行っております。

これら修正につきましては、資料 2 の評価本体と、参考の評価概要にも反映しておりますが、詳細は割愛させていただきたいと思います。

以上でございます。西村部会長へお返しいたします。

○西村部会長 御説明ありがとうございました。御覧のとおり、各種無線システム 714 MHz 超の周波数帯に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）につきまして、意見募集の結果及び当審議会の考え方（案）、それから意見募集後の状況等を反映する修正案、これらを御説明申し上げました。御審議のほど

よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 御意見をよろしく願います。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。この考え方のおりで同意いたします。部会の先生方には、大変感謝をしております。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田も賛同いたします。部会で丁寧に御検討いただきましたので、本当に感謝いたします。ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。適切な評価案と考えます。どうもありがとうございました。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私からも、特に御意見はありません。どうもありがとうございました。

西村部会長、何か補足の御意見ございますか。

○西村部会長 いえ。今回は特段の意見・コメント等はございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、令和7年度電波の有効利用状況調査714MHz超の意見に関しましては、議案のおりということで、評価（案）は資料のおりと決定したいと思います。決定した評価（案）に関しましては、電波法第26条の3第4項に基づきまして、総務大臣にその結果を報告するとともに、意見募集の結果と併せてその概要を審議会終了後に公表したいと思います。公表に関しましては、事務局で対応をよろしく願いいたします。

西村委員、どうもありがとうございました。

それでは、これに関して終了したいと思います。よろしいでしょうか。

(2) 令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果

○笹瀬会長 それでは続きまして、審議事項の2つ目、令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果につきまして、審議を行いたいと思います。

これも同様に、6月16日から7月15日まで意見募集を行いまして、その考え方（案）に基づきまして、有効利用評価部会においてまとめていただきました。これも西村部会長から、御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○西村部会長 引き続き、西村でございます。それでは、公共業務用無線局に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）に関する意見募集結果について、御説明申し上げます。これも、私から概要を説明した後、詳細については、事務局から御説明をお願いできればと思います。

本案も、先ほどの各種無線システムの評価案とともに、6月16日から7月15日まで、意見募集を行いました。

結果、全体で7件の意見提出がございました。うち、本議題の公共業務用無線局の評価に対する御意見は、下線部のとおり2件。内訳として、法人等からの2件でございました。

提出意見を総括いたしますと、本案に賛成の御意見のほか、デジタル化等の対応が容易でないシステムに対する今後の調査・評価に関する御意見。そのほか、総務省の施策に関する御意見となっております。

全体といたしまして、提出意見を踏まえた案の修正等はございませんでしたが、先ほどと同様、意見募集時点からの状況の進展があった箇所については、修正しております。

そして、電波監理審議会の考え方（案）等、本資料の内容につきましては、

7月28日開催の有効利用評価部会におきまして、御確認いただいております。

それでは、詳細につきまして、事務局から御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 有効利用評価部会事務局でございます。それでは、資料2ページを御覧いただきまして、こちら左から2列目の番号で参照させていただきます。

まず、No.1は、自営無線通信研究所から、本案に賛成の御意見でございます。

No.2は、ソフトバンク社から、前段には、本案に賛成の御意見。

その続きになっております3ページの上段は、総務省が実施する調査・検討に関し、デジタル化に向けた技術的条件の策定について一層の進展が期待という御意見でございます。

これに対する考え方（案）としては、「総務省における着実な取組を期待」としております。

次に、下段の「一方で」から始まる御意見でございますが、対応が容易でないシステムについて、システムごとに移行までのロードマップを策定し、その進捗を調査・評価するなど、システムごとの課題に応じた調査の在り方を検討していくことも合理的な一案、との御意見でございます。

これに対する考え方（案）といたしましては、これまで、令和3年の懇談会報告書において示された、各システムごとの取組の方向性に沿って調査・評価を行ってきたところ、各免許人において検討の結果、移行・代替先となる既存システム等が存在しないものなどが明らかになってきた。

また、当該報告書の公表以降、携帯電話や衛星通信の新たなサービスが出現しており、報告書公表の時点から状況の変化が生じていると考える。

「このため」というところでございますが、本評価において「技術面や予算面等の理由により、すぐにデジタル方式への移行ができないものについては、その是非や他システムの代替も含め整理・検討を行うこと」、また、「いただいた御意見については、今後の総務省における検討に当たって参考」としてございます。

以上が、公共業務用無線局の評価結果（案）に対する御意見と、それに対する考え方（案）となり、いずれも、提出意見を踏まえた案の修正は「無」としておりますが、こちらにも意見募集後の状況の反映のため、修正を行っております。

投影しております４ページに記載のとおりでございまして、修正概要のみお示ししてございます。お時間の関係もございまして、資料のとおりということで、御説明のほうは割愛させていただきたいと思っております。

これらの修正については、資料２の本体と、参考の評価概要に反映しておりますけれども、こちらにも、御説明は割愛させていただきたいと思っております。

以上でございます。西村部会長へお返しいたします。

○西村部会長 御説明ありがとうございました。それでは、以上のとおり、公共業務用無線局に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）につきまして、意見募集の結果、それから、当審議会の考え方（案）、意見募集後の状況等を反映する修正案の御説明でございました。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 それでは、順番にお伺いします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。いずれの案にも賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田も賛同いたします。よろしくお願いします。

○笹瀬会長 ありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。私もこちらの修正案に対しても、賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私もこれで賛同いたします。どうもありがとうございました。

西村部会長、何か補足説明はございますか。

○西村部会長 いえ、特段ございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、令和7年度電波の利用状況調査、公共業務用無線局に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）につきましては、提出意見における当審議会の考え方は、案のとおりとすることといたします。評価結果（案）につきまして、資料のとおり決定したいと思います。

決定いたしました本評価結果につきましては、電波法第26条の3第4項に基づき、総務大臣に報告するとともに、意見募集の結果と併せてその概要を審議会終了後に公表したいと思います。資料の公表につきましては、事務局で対応をよろしくお願いいたします。

西村委員におかれましては、部会での案の整理等、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様に関しましても、いろいろ御意見いただき、どうもありがとうございました。

それでは、これにて本審議事項については終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、総合通信基盤局の職員の方は、御退室よろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続の後、事務局から総務大臣宛てに御提出ください。

次回の定例会の開催は9月18日15時からウェブ開催と予定しております。よろしいでしょうか。

事務局から、何か追加の御説明はございますか。

○松下幹事 特にございません。大丈夫です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。